

業務委託仕様書

令和 8 年度 和気鶴飼谷温泉における独自の魅力を高めるライトアップ及び効果的なプロモーション業務

1 業務名

令和 8 年度 和気鶴飼谷温泉における独自の魅力を高めるライトアップ及び効果的なプロモーション業務

2 業務の目的

和気町（以下「町」という。）が管理・運営する和気鶴飼谷温泉（以下「当施設」という。）は、温泉旅館としての独自の魅力を高め、持続的な経営基盤を構築するため、本業務を推進することを目的とする。

(1) 経営改善計画づくりの支援

経営やマーケティングの手法の一つである 4C 分析（Company：自社、Customer：顧客、Competitor：競合先、Collaboration：協業先）の観点でそれぞれの現状を把握するとともに、SWOT 分析を含めた幅広い現状把握を行う。加えて、今までのプロモーションや広告宣伝の費用対効果の把握も行う。

その上で自社の VMV（ビジョン・ミッション・バリュー）の構築を行い、存在価値（選ばれる物・コト・人・場所及びその要因等）の捻出も行う。

VMV と存在価値のギャップから重点課題の抽出を行い、解決策を練る。解決策のいくつかのアイデアを組み合わせ、戦略的な展開の可能性も模索する。

そうして課題解決に対する具体的なアクション案を整理し、段取りスケジュールを整理していき、定性的及び定量的に 3～5 年の経営改善計画づくりの支援を実施する。

(2) 存在価値を生かして独自の魅力を高めるライトアップのコンセプト・設計及び設置の実施

存在価値を前提として、日本庭園を中心に独自の魅力につながるライトアップのコンセプトをつくり、設計する。コンセプトはその土地の場所・文化・歴史とともに関わる人たちの想いと光を繋げて表現するものとする。また、設計は照明器具の選択肢の提案を含め、動的な光表現につながるプログラム設計を含めて行う。さらに、設置はコンセプトに基づくストーリーを光で表現できるようにする。

また、設置する照明器具は恒久的なものとし、撤去を前提とした仮設器具は認めない。

なお、男女露天風呂の作業については、営業終了後の 2 3 時から翌朝 4 時半までとする。

【ライトアップ対象箇所】

No.	対象箇所
1	日本庭園
2	男女露天風呂
3	温泉通路の坪庭

(3) ライトアップに対する効果的なプロモーション及びブランド化の実施

ライトアップのコンセプトや独自の魅力を熟知した上で、効果的なプロモーションをアナログ・デジタル（SNS や Web 等）を全方位的に駆使して実施する。また、プロモーションの効果測定とともに次年度の施策提言も行う。その上で旅館のブランドイメージが向上するようブランド化を図る。

3 委託期間

業務委託契約締結日 ～ 令和9年3月31日（水）

4 業務の内容

No.	業 務 内 容	備 考
(1)	4C 分析に伴う現状把握（SWOT 分析含む）の実施	
(2)	VMV の構築の実施	
(3)	独自性の高いライトアップにつながる存在価値の捻出実施	
(4)	(1)～(3)のギャップに基づく重点課題の抽出と解決策の列挙の実施	
(5)	戦略案の模索と具体的なアクション案・スケジュール案の整理の実施	
(6)	ライトアップのコンセプト・設計及び設置の実施	対象箇所：日本庭園・男女露天風呂・温泉通路の坪庭。照明器具は恒久設置とする。
(7)	ライトアップに対する効果的なプロモーションの実施	
(8)	(7)に伴うブランド化の促進	
(9)	プロモーションの効果測定及び次年度への提言（報告書）	

5 予算上限額

各業務の予算上限額（消費税及び地方消費税を含む）は以下のとおりとする。

業 務 区 分	予算上限額（税込）
(1) 経営改善計画づくりの支援	1,650,000 円
(2) ライトアップのコンセプト・設計・設置	9,130,000 円
(3) プロモーション及びブランド化の実施	2,200,000 円
合 計	12,980,000 円

6 宿泊の提供

業務の実施に係る宿泊については、和気鵜飼谷温泉本館を提供する。宿泊の上限は以下のとおりとし、上限を超える宿泊費用は受託者の負担とする。

業務区分	宿泊人数上限	宿泊日数上限
(1) 経営改善計画づくりの支援	2 名	7 日間
(2) ライトアップのコンセプト・設計・設置	7 名	8 日間
(3) プロモーション及びブランド化の実施	2 名	6 日間

※ 宿泊の利用にあたっては、事前に町と協議の上、日程を調整するものとします。

- ・ 予約状況等により、ご希望の日程で宿泊できない場合があります。
- ・ 複数名で宿泊する場合は、可能な限り同室での宿泊にご協力をお願いします。

※ 宿泊の提供は業務遂行に必要な場合に限りです。

※ 全体の宿泊上限を超えない場合は、業務区分ごとの宿泊人数及び宿泊日数の上限を超えて宿泊できるものとします。

7 その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、善管注意義務を果たさなければならない。
- ② 恒久設置した照明器具については、完了検査の日から2年間、契約の内容に適合しない場合の責任（契約不適合責任）を負うものとする。なお、町は不適合を知った時から1年以内に受託者へ通知するものとする。

(2) 業務の実施体制

- ① 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。

- ③ 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。

(3) 成果物の提出

受託者は、以下の成果物を委託者の指定する期日までに提出するものとする。

No.	成 果 物	提 出 時 期
1	1. 経営改善計画書（3～5 ヶ年計画）の策定に必要な資料一式（分析・課題整理・改善施策の検討資料等を含む）	委託者の指定する期日まで
2	ライトアップ設計書・設置完了報告書（対象箇所ごと）	委託者の指定する期日まで
3	プロモーション効果測定報告書	定期提出（委託者の指定する期日まで）
4	次年度施策提言書（報告書）	委託者の指定する期日まで

※ (3)の報告については、プロモーションの効果測定を定期的に提出するとともに、次年度の施策提言については委託者の指定する期日までに提出するものとする。